

横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例及び同条例施行規則に係る様式を定める要綱

制定 平成 22 年 9 月 29 日 建建企第 1031 号
最近改正 令和 8 年 6 月 1 日 建建防第 321 号

横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例（平成 28 年 12 月横浜市条例第 62 号。以下「条例」という。）及び同条例施行規則（平成 29 年 7 月横浜市規則第 56 号。以下「施行規則」という。）の施行のために使用する協議書、整備促進補助金交付申請書、その他の様式及び仕様について、施行規則第 26 条に基づき、次のとおり定める。

様式及び仕様番号	様式及び仕様の名称	根拠条文
第 1 号様式	協議書	条例第 9 条
第 2 号様式	委任状	
第 3 号様式	協議承諾書	施行規則第 7 条
第 4 号様式	協議結果通知書	条例第 9 条
第 5 号様式	後退用地道路状整備申請書	条例第 16 条第 1 項
第 6 号様式	後退用地道路状整備申請承諾書	条例第 16 条第 2 項
第 7 号様式	後退用地道路状整備決定通知書	条例第 16 条第 3 項
第 8 号様式	土地使用承諾書兼誓約書	条例第 16 条第 1 項 条例第 20 条第 1 項第 2 号 条例第 20 条第 2 項
第 9 号様式	削除	
第 10 号様式	関連工事承諾書	条例第 17 条
第 11 号様式	整備促進補助金交付申請書	条例第 14 条第 2 項
第 12 号様式	整備促進補助金交付申請承諾書	条例第 14 条第 3 項
第 13 号様式	整備促進補助金交付決定通知書	条例第 14 条第 4 項
第 14 号様式	整備行為完了申告書	施行規則第 16 条第 1 項
第 15 号様式	整備行為費用等申告書	施行規則第 16 条第 3 項
第 16 号様式	整備促進補助金額決定通知書	条例第 14 条第 5 項
第 17 号様式	整備促進補助金請求書	施行規則第 16 条第 4 項
第 18 号様式	補助金受領委任状	
第 19 号様式	整備促進補助金交付決定取消通知書	条例第 15 条第 1 項
第 20 号様式	住所変更届	
第 21 号様式	取下届	
第 1 号仕様	後退杭仕様	施行規則第 17 条第 1 項
第 2 号仕様	後退びょう及び明示盤仕様	施行規則第 17 条第 1 項
第 3 号仕様	後退済表示板仕様	施行規則第 17 条第 2 項

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成 22 年 9 月横浜市規則第 60 号）による改正前の横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例施行規則（平成 7 年 4 月横浜市規則第 58 号）の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例施行規則（平成 7 年 4 月横浜市規則第 58 号）の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に申請を行った協議に係る第 4 号様式、第 13 様式、第 16 号様式については従前の要綱に基づく様式を使用する。
- 3 この要綱の施行の際現に横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例施行規則（平成 29 年 7 月横浜市規則第 56 号）の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

協 議 書

年 月 日

(協議先)
横 浜 市 長

※太枠内について全て記入して
提出してください。

(申請者) **※後退整備に係る工事の発注者等**

住所

氏名

(法人の場合は、名称及び代表者の役職氏名)

電話 ()

横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例(以下「条例」という。)第9条の規定により、次のとおり協議します。

協議する土地の所在及び 地番	横浜市 区
申請地の所有者	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ <input type="checkbox"/> 申請者以外を含む(以下に登記上の住所及び所有者を全て記入)
※売買契約を締結している場合は「申請者に同じ」を選択してください。	住所
	氏名
舗装及び管理方法に関する協議 ※「希望しない」を選択した場合は横浜市による舗装及び管理の手続きはできません。	1. 横浜市による舗装(横浜市による管理)を希望 2. 自己による舗装(横浜市による管理)を希望 3. 自己による舗装(自己による管理)を希望 4. 希望しない
補助金に関する協議 ※「希望しない」を選択した場合は補助金の申請はできません。	1. 希望する 2. 希望しない
整備後の買取り協議(角地の場合に限る)	1. 希望する 2. 希望しない
確認欄 以下の事項を確認し、 <input type="checkbox"/> に <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。	
<input type="checkbox"/> 補助金の交付を希望される場合、後退用地の整備を行い、その費用を 負担される方全員 を申請者としてください。協議申請者以外の方が費用負担する場合は補助金を交付できません。	
<input type="checkbox"/> 横浜市による舗装及び管理を希望する場合は別途手続きが必要です。また、横浜市による舗装工事の時期は、他の工事申請の混雑状況や財政状況により本市が決定します。	
<input type="checkbox"/> 舗装及び管理に関する協議について「希望しない」を選択した場合は、横浜市による舗装及び管理の手続きはできません。	
<input type="checkbox"/> 補助金に関する協議について「希望しない」を選択した場合は補助金の申請はできません。	
<input type="checkbox"/> 協議を行う時期(年度末等)や審査状況によっては、協議成立までに30日を越えることがあります。	
<input type="checkbox"/> 協議時に横浜市が作成する狭あい道路敷実測図は協議締結後閲覧に供します。	

委 任 状

(受任者)

住 所

氏 名

(法人の場合は、名称・代表者の役職及び氏名)

電 話 ()

上記の者を代理人として定め横浜市
狭あい道路の整備の促進に関する
条例についての手続を委任する。

1. 土地の所在及び地番

2. 委任事項

1. 協 議 に 関 す る 事 項
2. 整備促進補助金の交付申請に関する事項
3. 後退用地の舗装に関する事項
4. 整備行為完了後の管理に関する事項
5. 買 取 り に 関 す る 事 項
6. その他上記事項に関連する事項

年 月 日

住 所

委 任 者

⑨

(法人の場合は、名称・代表者の役職及び氏名)

電 話 ()

協議承諾書

年 月 日

様

(法人の場合は、名称・代表者の役職及び氏名)

申請者を除く建築主及び関係権利者

住 所

氏 名 ㊟

(法人の場合は、名称・代表者の役職及び氏名)

電 話 ()

申請地との関係

次の土地について、申請者が横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例第9条の協議を行うことを承諾します。

承諾する土地の所在及び地番	横浜市 区
---------------	-------

- (注意)
- 1 この承諾書は、協議書（第1号様式）に添えて提出してください。
 - 2 承諾する土地の所在及び地番は、登記簿の所在及び地番を記載してください。

協議結果通知書

様

横浜市長

年 月 日 に申請のありました横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例（以下「条例」という。）第9条の規定による協議について、次のとおりに協議結果を通知します。

協議する土地の所在及び地番	横浜市 区
協議番号	年度 区 号

協議事項	整備促進補助金の交付	(対象項目)	(除去)	(移設)
		塀・門柱 ※		
		門 扉 ※		
		樹 木		
		生 け 垣		
		水道設備 ※		
		排水設備 ※		
		ガス設備 ※		
		電柱等		
	擁壁の除去及び築造に要する費用	擁 壁	(除去)	(築造)
			上法 ※	上法 ※
			下法	下法
	後退用地（すみ切を含む）の舗装に要する費用	後退用地	長さ m 面積 m ² (上記面積のうち、すみ切用地面積 m ²)	
	電柱移設に係る奨励金			
	後退用地の舗装及び管理	横浜市による舗装に関する事項 (実施には後退用地道路状整備申請書の提出が必要です。)	横浜市が舗装する土地の所在及び地番並びに面積	横浜市 区 長さ m 面積 m ² (上記面積のうち、すみ切用地面積 m ²)
横浜市による管理に関する事項 (実施には後退用地道路状整備申請書の提出が必要です。)		横浜市が管理する土地の所在及び地番並びに面積	横浜市 区 長さ m 面積 m ² (上記面積のうち、すみ切用地面積 m ²)	
後退用地等の範囲				
その他の事項				

別紙記載事項が添付されている場合は、必ずご確認をお願いします。

- (注1) 協議完了後、実測図は閲覧に供します。
- (注2) 協議事項の対象ではない項目については、今後の手続は出来ません。
- (注3) ※の項目は後退用地を自己による舗装（自己による管理）とした場合で狭あい道路及び後退用地等が条例第5条第2項に規定する平坦な道路形態に整備されていない場合は補助対象外です。
- (注4) 補助金交付の対象となるのは、申請者が負担した後退用地等の整備行為に要した費用です。
- (注5) 申請者の名義変更はできません。申請者を変更する場合は協議の取下手続が必要です。
- (注6) 横浜市による舗装及び管理の実施には後退用地道路状整備申請書の提出等の手続きが必要です。

後退用地道路状整備申請書

年 月 日

(申請先)
横 浜 市 長

(申請者) ※協議申請者に限る

住 所

氏 名

(法人の場合は、名称・代表者の役職及び氏名)

協 議 番 号	年度 区 号
申 請 地 の 所 在 及 び 地 番	横浜市 区

横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例 第16条第1項の規定により、上記の後退用地の舗装及び管理を次項で選択した内容について申請します。

協議のとおり、横浜市による後退用地の 舗装 管理 を申請します。
(備考：)

協議から以下のとおりに、後退用地の舗装及び管理を変更申請します。

横浜市による舗装(横浜市による管理)に変更申請します。
(備考：)

自己による舗装(横浜市による管理)に変更申請します。
(備考：)

(注意)

- 1 本市による舗装工事の時期について、他の工事申請の混雑状況や財政状況により本市が決定します。
- 2 外構工事着手前に本市との現場立会いが必要です。本市による舗装工事について、現場立会いの際に確認した道路の状況等により、舗装工事を実施できない場合があります。
- 3 自己による舗装(横浜市による管理)を希望する場合、道路管理者が道路状整備計画等において管理上支障があると判断する場合は、横浜市による管理を実施することは出来ません。

後退用地道路状整備申請承諾書

年 月 日

様

(法人の場合は、名称・代表者の役職及び氏名)

申請者を除く建築主及び関係権利者

住 所

氏 名 ㊞

(法人の場合は、名称・代表者の役職及び氏名)

電 話 ()

申請地との関係

後退用地道路状整備の申請に係る次の事項について、横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例 第16条第2項の規定により承諾します。

承諾する事項	<input type="checkbox"/> 横浜市による舗装 <input type="checkbox"/> 横浜市による管理
承諾する土地の所在及び地番	横浜市 区

- (注意)
- 1 この承諾書は、後退用地道路状整備申請書に添えて提出してください。
 - 2 承諾する土地の所在及び地番は、登記簿の所在及び地番を記載してください。

後退用地道路状整備決定通知書

様

横浜市長

年 月 日 に申請のありました横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例（以下「条例」という。）第16条第3項に基づく横浜市による舗装及び管理について、次のとおり通知します。

協議番号	年度	区	号
所在及び地番	横浜市 区		

条例第16条第3項に基づく決定

横浜市による舗装		横浜市が舗装する土地の所在及び地番並びに面積	所在及び地番 長さ m 面積 m ² （上記面積のうち、すみ切用地面積 m ² ）
横浜市による管理		横浜市が管理する土地の所在及び地番並びに面積	所在及び地番 長さ m 面積 m ² （上記面積のうち、すみ切用地面積 m ² ）

（注意）

- 1 本市による舗装工事の時期について、他の工事申請の混雑状況や財政状況により本市が決定します。
- 2 自己による舗装（横浜市による管理）を希望する場合、道路管理者が道路状整備計画等において管理上支障があると判断する場合は、横浜市による管理を実施することは出来ません。

土地 使用 承諾 書 兼 誓 約 書

年 月 日

(届出先)

横 浜 市 長

横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例（以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、私有地の下記の土地を、道路状整備用地として、その機能を廃止するまで、無償で使用されることを承諾します。また、次の誓約事項について遵守します。

(土地所有者) 住 所

氏 名

印

(法人の場合は、名称・代表者の役職及び氏名)

所 在	地 番	地 目	後退用地等の地積	

誓 約 事 項

- 1 条例第20条第1項第2号の規定により、通行の支障となるものを設置いたしません。
- 2 条例第20条第2項の規定により、その整備された状態を維持し、形状を変更いたしません。
また、これに違反した場合には、条例第19条の規定により、工事に要した費用に相当する額（返還請求時点の横浜市の土木工事標準積算基準書に基づいて算出）の返還を請求されることを承諾します。
- 3 上記土地の土地所有権を第三者に譲渡した場合は、土地の使用承諾と誓約事項の遵守を第三者に継承します。

整備促進補助金交付申請書

年 月 日

(申請先)
横 浜 市 長

(申請者) ※協議申請者に限る

住 所

氏 名

(法人の場合は、名称・代表者の役職及び氏名)

整備促進補助金の交付を受けたいので、横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例 第 14 条第 2 項 の規定により、次項で選択した内容のとおり申請します。

協 議 番 号	年 度 区 号
申 請 地 の 所 在 及 び 地 番	横 浜 市 区

- 協議のとおり整備促進補助金を申請します。
(備考：)
- 協議のとおり整備促進補助金を申請します。
ただし、以下の該当項目について一部変更申請します。
 - 補助金の交付内容の変更
(内容：)
 - 軽微な協議範囲の変更
(内容：)
 - その他
(内容：)

なお、横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例第 20 条の規定により、当該後退用地等において支障物の設置や整備した形状の変更はしません。

整備促進補助金交付申請承諾書

年 月 日

様

(法人の場合は、名称・代表者の役職及び氏名)

申請者を除く建築主及び関係権利者

住 所

氏 名 ㊞

(法人の場合は、名称・代表者の役職及び氏名)

電 話 ()

申請地との関係

次の土地の後退用地等の整備行為に要する費用等の補助金交付について、横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例 第 14 条第 3 項の規定により承諾します。

承諾する土地の所在及び地番	横浜市 区
---------------	-------

- (注意)
- 1 この承諾書は、整備促進補助金交付申請書（第 1 1 号様式）に添えて提出してください。
 - 2 承諾する土地の所在及び地番は、登記簿の所在及び地番を記載してください。

整備促進補助金交付決定通知書

様

横浜市長

年 月 日 に申請のありました横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例（以下「条例」という。）第14条第4項に基づく整備促進補助金の交付について、次のとおり決定しましたので、通知します。

協議番号	年度 区 号
土地の所在及び地番	横浜市 区

		(対象項目)	(除去)	(移設)
		整備促進補助金の交付	整備支障物件の除去及び移設に要する費用	塀・門柱 ※
門 扉 ※				
樹 木				/
生 け 垣				/
水道設備 ※				
排水設備 ※				
ガス設備 ※				
電柱等				
擁壁の除去及び築造に要する費用	擁 壁			
			上法 ※	上法 ※
			下法	下法
後退用地（すみ切を含む）の舗装に要する費用	後退用地		長さ m 面積 m ²	(上記面積のうち、すみ切用地面積 m ²)
電柱移設に係る奨励金				

※の項目は自己による舗装（自己による管理）で狭あい道路及び後退用地等が条例第5条第2項に規定する平坦な道路形態に整備されていない場合は補助対象外です。

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（注意）申請内容や協議事項等に軽微な変更があった場合は、申請の取下げおよび再度交付申請が必要です。

整備行為完了申告書

令和 年 月 日

(申告先)

横 浜 市 長

(申請者) ※協議申請者に限る

住 所

氏 名

(法人の場合は、名称・代表者の役職及び氏名)

横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例第9条による協議を行い、当該協議に基づき後退用地等の整備行為が完了したことを申告します。

協 議 番 号	年 度 区 号
申 請 地 の 所 在 及 び 地 番	横 浜 市 区

整備行為費用等申告書

年 月 日

(申告先)
横 浜 市 長

(申請者) ※協議申請者に限る
住 所

氏 名

(法人の場合は、名称・代表者の役職及び氏名)

狭あい道路拡幅整備に係る整備行為に要した費用等について、横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例施行規則（平成 29 年 7 月横浜市規則第 56 号。以下「施行規則」という。）第 16 条第 3 項（横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和 6 年 7 月横浜市規則第 66 号）の経過措置が適用される場合は改正前の施行規則第 16 条第 5 項）の規定により、次のとおり申告します。

申請地の所在及び地番	横浜市 区
整備行為に要した費用を含む 支払額の合計	円
奨励金の対象となる電柱の移設	<input type="checkbox"/> あり（ 本） <input type="checkbox"/> なし

(注意) この申告書に必要書類を添付して提出してください。

(整備促進助成金交付決定額について)

整備促進助成金交付決定額は、施行規則第 15 条第 1 項に基づき算出した額の範囲内で整備行為に要した費用等の額（後退用地等の舗装、整備支障物件の除去若しくは移設又は擁壁の除去若しくは築造に際して他の補助金の交付決定を受けた場合にあつては、当該交付決定を受けた舗装等に要した費用の額を除く。）です。

(A4)

整備促進補助金額決定通知書

様

横浜市長

年 月 日 横浜市 指令第 号整備促進補助金交付決定通知書により、
交付を決定した整備促進補助金につき、その額を横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例
(以下「条例」という。)第14条第5項の規定により次のとおり決定しましたので、通知します。

協議番号	年度	区	号
申請地の所在及び地番	横浜市	区	

整備行為に要した費用等

整備促進助成金交付決定額	円
--------------	---

電柱の移設に係る奨励金

整備促進奨励金交付決定額	円
--------------	---

整備促進補助金交付決定額	円
--------------	---

(整備促進助成金交付決定額)

整備促進助成金交付決定額は、横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例施行規則第15条第1項に基づき算出した額の範囲内で整備行為に要した費用等の額(後退用地等の舗装、整備支障物件の除去若しくは移設又は擁壁の除去若しくは築造に際して他の補助金の交付決定を受けた場合にあっては、当該交付決定を受けた舗装等に要した費用の額を除く。)です。

(注意) この通知書が到着した後、速やかに整備促進補助金請求書(第17号様式)を提出してください。

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として(訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(A4)

整備促進補助金請求書

年 月 日

(請求先)
横浜市 長

(申請者) ※協議申請者に限る
住 所

氏 名

(法人の場合は、名称・代表者の役職及び氏名)
※申請者が連名の場合、申請者全員の押印要

年 月 日横浜市 指令第 号整備促進補助金額決定通知書により額の決定を受けた整備促進補助金について、横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例施行規則（平成 29 年 7 月横浜市規則第 56 号。以下「施行規則」という。）第 16 条第 4 項（横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和 6 年 7 月横浜市規則第 66 号）の経過措置が適用される場合は改正前の施行規則第 16 条第 7 項）の規定により、次のとおり請求します。

整備促進補助金請求額

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

 円

振込先金融機関	金融機関名	銀行	支店
	口座の種類	普通 ・ 当 座	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		

補助金受領委任状

年 月 日

(届出先)

横 浜 市 長

横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例に基づく後退用地等の整備行為に要する費用等の補助金の受領について次の者に委任します。

委任者 住 所
氏 名 ⑩
(法人の場合は、名称・代表者の役職及び氏名)

受任者 住 所
氏 名
(法人の場合は、名称・代表者の役職及び氏名)

横浜市 指令第 号
年 月 日

整備促進補助金交付決定取消通知書

様

横浜市 長

印

整備促進補助金交付の決定について、横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例第15条第1項の規定により、次のとおり取り消しましたので、通知します。

申請に係る土地の所在及び地番	
申請年月日及び協議番号	年 月 日 区 号
整備促進補助金交付決定通知書番号	年 月 日 横浜市 指令第 号
取消年月日	年 月 日
取消内容	
取消理由	

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(A 4)

住 所 変 更 届

年 月 日

(届出先)

横 浜 市 長

(届出者)

住 所

氏 名

(法人の場合は、名称・代表者の役職及び氏名)

次のとおり住所を変更しましたので、届け出ます。

新 住 所

旧 住 所

取 下 届

年 月 日

(届出先)
横 浜 市 長

(届出者) ※協議申請者に限る

住 所

氏 名

(法人の場合は、名称・代表者の役職及び氏名)

協 議 番 号	年 度 区 号
備 考	

次項で選択した内容について、取下届を提出します。

協議申請の取下げ

横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例（以下「条例」という）第9条に基づく協議を以下の該当項目の理由により取り下げます。

申請地の売却による申請者の名義変更

その他 【理由： 】

後退用地の道路状整備の取下げ

後退用地の道路状整備について、以下の該当項目の理由により、条例第16条1項に基づく申請を取り下げます。

舗装方法の変更

その他 【理由： 】

補助金交付申請の取下げ

後退用地等の整備行為に要する費用等の補助金の交付申請について、以下の該当項目の理由により、条例第14条2項に基づく申請を取り下げます。

申請年度の変更

補助金の交付内容の変更

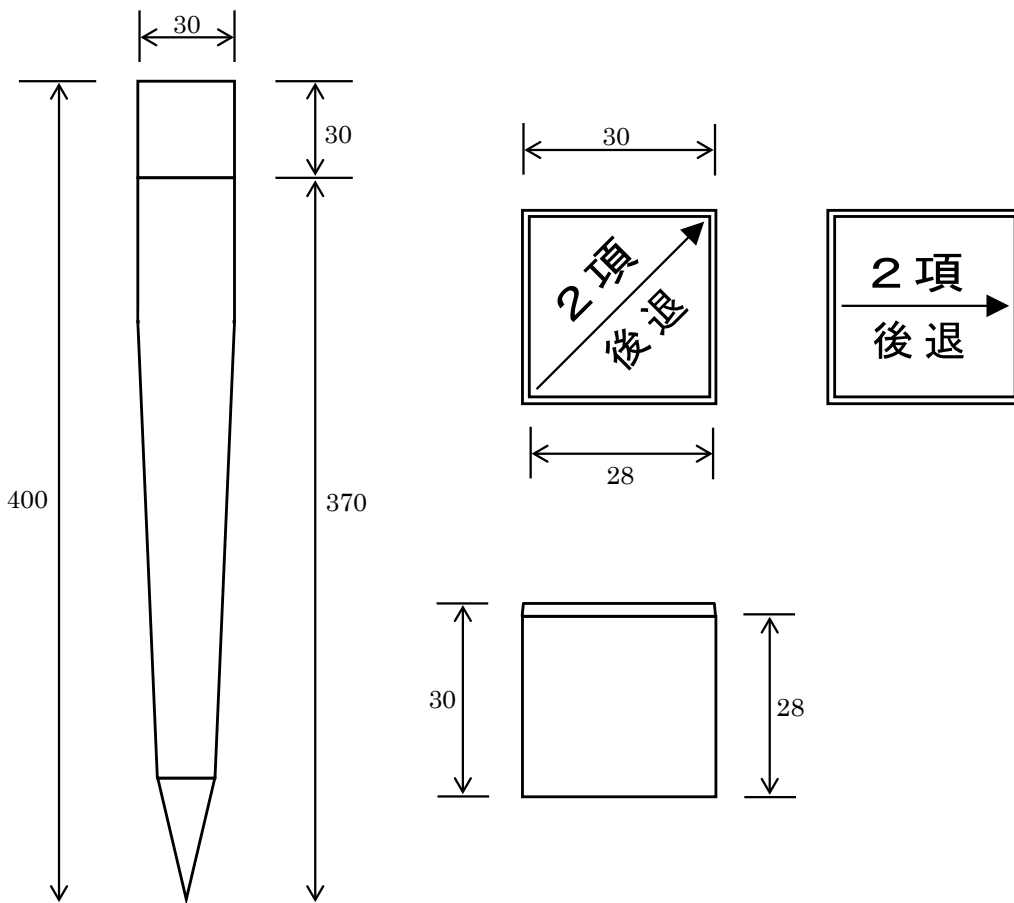
軽微な協議範囲の変更

その他 【理由： 】

第1号仕様

後退杭仕様

材 質	硬質プラスチック
規 格	30×30×400mm
色	本 体：黒 キャップ：黄
表 示	キャップに下図の表示

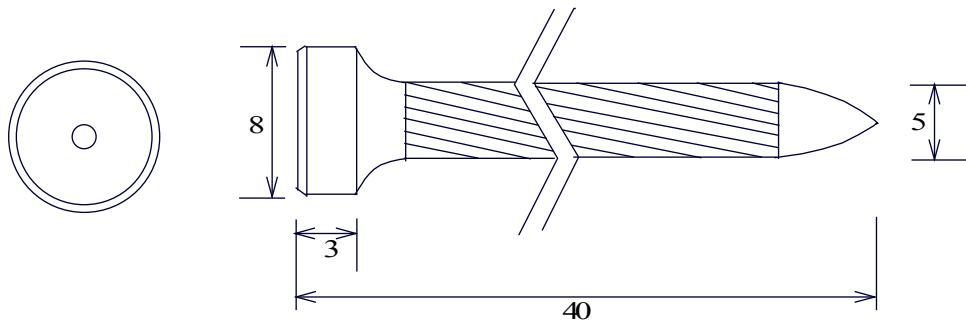


第2号仕様

後退びょう及び明示盤仕様

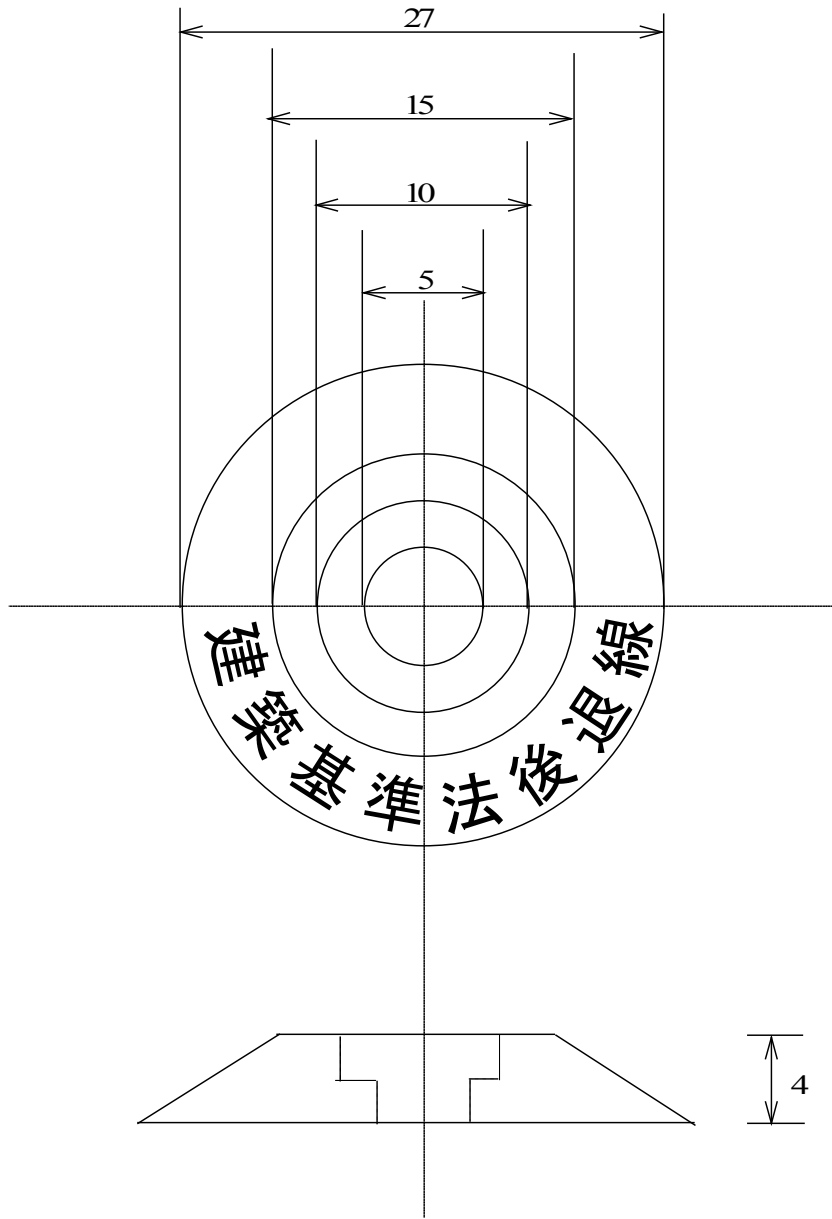
(1) 後退びょう

材 質	特殊鋼を熱処理したもの
形 状	下図による(単位mm)
表 示	頭部に中心点のマークを刻み、 赤ペンキで着色



(2) 明示盤

材 質	合成樹脂
形 状	下図による
色	黄色
表 示	赤色で「建築基準法後退線」



後退済表示板仕様

材 質	合成ゴム、塩化ビニル保護層
規 格	60×140×1.5mm
色 (マンセル値)	背 景：2.5Y8.5/1 線・図：N1 文 字：7.5R4/14（「拡幅」の文字のみ） N1（その他の文字） 矢 印：7.5R4/14
表 示	下図による

